

## 企画競争実施の広告

平成23年7月13日

契約責任者  
本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 伊藤 周雄

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

交通管制・施設監視設備更新基本検討業務

#### (2) 業務内容

本業務は、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道にそれぞれ設置された交通管制室設備、施設監視中央設備、交通管理用遠方監視設備並びに施設管理用遠方監視設備を、更新するために必要な基本条件の検討を、以下の条件により行うものとする。

- ①現在の管制室(神戸、岡山、尾道)を神戸に集約した場合及び現在の配置のまま更新した場合について検討すること。
- ②高度化等により、大幅なコスト削減、長寿命化、非常時のバックアップを考慮すること。

#### (3) 履行期限

平成24年2月29日

### 2. 企画競争参加資格要件

#### (1) 次の各号の一に該当する者でないこと

- ①契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び被破産者で復権を得ない者
- ②過去2年以内において次のイ～チまでの一に該当したと認められる者
  - イ 契約の履行にあたり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- ニ 監督又は検査の実施にあたり、社員の職務の執行を妨げた者
- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ヘ 本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)に提出した書類に虚偽の記載をした者
- ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
- チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者

③経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (2)本四会社における「その他調査・設計」に係る平成23・24事業年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること
- (3)本四会社の指名停止措置を受けている期間でないこと
- (4)技術力に関する要件

自動車専用道路における、交通管制設備または遠方監視制御設備の、検討または設計に、十分な能力を有すること。

(5)業務執行体制に関する要件

以下の技術資格を有する者とする。

管理技術者:以下のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

1 技術士〔電気電子部門(「電子応用」または「情報通信」)若しくは情報工学部門〕

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年間以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年間以上従事している者とする(技術士試験合格前の年数を含む)。なお、実務経験とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導の業務をいう。また、部門とは、技術士法施行規則第2条の技術部門をいう。

2 技術士〔総合技術監理部門(上記1の部門に該当する選択科目)〕

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年間以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年間以上従事している者とする(技術士試験合格前の年数を含む)。なお、実務経験とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導の業務をいう。また、部門とは、技術士法施行規則第2条の技術部門をいう。

3 RCCM[電気電子部門]

4 伝送交換主任技術者

5 線路主任技術者

6 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学または高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。

7 学校教育法による高等学校卒業業者であって、以下に示す資格またはその上級の資格を有し(いずれか1つ)、かつ、高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し24年以上の実務経験を有する者。

①第二級総合無線通信士

②第二級陸上無線技術士

③第二種情報処理技術者

④第一級陸上特殊無線技士及び第一級電気工事施工管理技士

#### (6)業務実績に関する要件

管理技術者は、下記に示される「同種業務」について、平成13年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。なお、同種業務の実績は、その実績が照査技術者であったものについては認めない。

同種業務:下記の業務を実績として有する。

- ・ 自動車専用道路における、交通管制設備または遠方監視制御設備についての検討または設計

担当技術者は、下記に示される「同種業務」または「類似業務」について、平成13年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。

同種業務:下記の業務を実績として有する。

- ・ 自動車専用道路における、交通管制設備または遠方監視制御設備についての検討または設計

類似業務:下記の業務を実績として有する。

- ・ 道路における、交通管制設備または遠方監視制御設備についての検討または設計

### 3. 手続等

#### (1)担当部局

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路(株) 会計契約課

電話 078-291-1035 ファクシミリ 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間: 平成23年7月13日(水)から平成23年8月3日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで。ただし、平成23年8月3日(水)については、10時00分から12時00分までとする。

場所及び方法: (1)に同じ場所でCD-Rにより無料で交付する。

(3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成23年8月3日(水) 12時00分 (1)に同じ。

正1部、副1部を持参に限る。(提案書の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで。ただし、平成23年8月3日(水)については、10時00分から12時00分までとする。)

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

平成23年8月5日(金) 14時00分から本社11階入札室

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案者側の負担とする。

(3) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。

(5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。

(6) その他の詳細は説明書による。